

誰もが自分の能力を発揮できるように ～ ジェンダー平等を実現しよう ～

鳥取県教育委員会

教職員には、児童生徒の心の痛みに気づき、互いの人権が尊重されているかを判断できる確かな人権感覚が求められており、教育活動や日常の生活場面の中で、言動に潜む決めつけや偏見がないかを繰り返し点検し、自らの人権意識を絶えず見つめ直す必要があります。

以下の各項目に答えながら、ご自身の男女共同参画意識や固定的な性別役割分担意識について振り返ってみましょう。

☞ あなたはどう思いますか。当てはまるものに○をしてください。

| 質問項目 | 回答欄 |
|--|-----|
| ① 行事等における指導の中心は男性教員、補助的な役割は女性教員がよいと思う。 | |
| ② 教材や便りなどでイラストを使うとき、男女共同参画の視点を意識していない。 | |
| ③ 生徒指導や体育主任は、男性教員が担当する方がよいと思う。 | |
| ④ 男性は育児休暇を積極的に活用する必要はないと思う。 | |
| ⑤ 男子は女子に比べると少々厳しく指導してしまう。 | |
| ⑥ グループ分けをするとき、無意識に男女別にしてしまうことがある。 | |
| ⑦ 服装や持ち物は、男子はブルー（黒）、女子はピンク（赤）の方がよいと思う。 | |
| ⑧ 算数（数学）や理科は男子、国語や音楽は女子に向いていると思う。 | |
| ⑨ 文化祭などで、運搬は男子、飾り付けなどは女子に割り当てた方がよいと思う。 | |
| ⑩ 女子は男子よりも言葉遣いや態度に気をつける方がよいと思う。 | |
| ⑪ 生徒会長や応援団長は男子の方がよいと思う。 | |
| ⑫ 部活動のマネージャーは女子の方がよいと思う。 | |
| ⑬ 保護者欄には、父親の名前を書くものだと思う。 | |
| ⑭ 男子の制服にスカート、女子の制服にスラックスは必要ないと思う。 | |
| ⑮ 思春期になると誰でも異性への関心が高まると思う。 | |

☞ 男女共同参画社会の視点に立って、学校現場や日々の教育活動の現状と課題を整理しましょう。

| |
|--|
| |
|--|

< 男女共同参画に関する教育の推進のために >

鳥取県教育委員会

教職員の意識改革 ～教師が変われば子どもも変わる～

学校における制度や慣行、教職員の言動は、日々の教育活動の中で無意識のうちに子どもたちの心身の発達や人間形成に大きな影響を与えます（隠れたカリキュラム）。つまり、教職員の姿勢そのものが、教育活動の重要な要素になります。

そこで、男女共同参画社会の視点に立った教育を推進するためには、教師自身が男女共同参画意識を高め、正しい知識と認識のもと、教育活動全体を通じて推進していくことが大切です。

○隠れたカリキュラム

児童生徒の人権感覚の育成には、体系的に整備された正規の教育課程と並び、いわゆる「隠れたカリキュラム」が重要であるとの指摘がある。「隠れたカリキュラム」とは、教育する側が意図する、しないに関わらず、学校生活を営む中で、児童生徒自らが学びとっていき全ての事柄を指すものであり、学校・学級の「隠れたカリキュラム」を構成するのは、それらの場の在り方であり、雰囲気といったものである。

文部科学省『人権教育の指導方法等の在り方について [第三次とりまとめ]』

【学校の中のジェンダー：隠れたカリキュラムの事例】

| | 不必要な二分法 | 性別役割 | 上下関係 | 機会の不均等 |
|--------------|-----------------------------|---------------------------|---------------------------|--------------------|
| A 教室環境 | 掲示物の男女別掲示 | | 男子が上・女子が下の掲示 | |
| B 学校生活 | 男女別名簿／男女別整列 | 係・委員会等の役割分担 | 男子の意見がとおる | 発言の機会 |
| C 学校施設・慣行 | 行事等の座席の二分／出席・成績・保健等の男女別統計 | 行事等での役割分担 | 生徒会の役員（長は男子、副は女子）／表彰代表は男子 | 入学者の男女別合格枠 |
| D 教師と生徒の関係 | さん・くんの呼称／男子は・女子は、と一括りにした言い方 | 役割の男女別人数の指示／教科担当についての決めつけ | 副や補助の女子への割り当て | 男子とかかわる時間が長い |
| E 生徒間関係 | 休み時間は男女に分かれる | 実験の操作は男子、記録は女子 | 実験・司会などの役割担当 | 校庭・運動場の占有率 |
| F 教師間関係 | 男女別職員名簿 | 校務分掌・教科担当の男女による偏り | 女性は主任や部長にしない | 管理職への登用 |
| G 保護者・地域との関係 | 学用品の男女色分け購入 | | 父親名の保護者名欄 | 労働者の募集・採用での不均等な取扱い |

(参考) 村松泰子『学校教育とジェンダー：研究と実践の動向』2003

男女共同参画週間

内閣府は、毎年6月23日から29日までの1週間を「男女共同参画週間」として、様々な取組を通じ、男女共同参画社会基本法の目的や基本理念について理解を深めることを目指しています。

性的マイノリティ ～多様な性のあり方～

性的マイノリティとは、性的に多数派でない人たちを表す包括的な言葉です。「異性を好きになることが普通」、「心と身体の性別が一致するのが当たり前」、「性別は男と女だけ」としている多数派から見ると、「同性が好きの人」、「自分の性に違和感がある人」などが性的マイノリティにあたります。

性的マイノリティにとってのジェンダー平等の実現とは、「男女二分法」を前提にしないで、「自分が望む性を生きられる」ことが必要です。